

# 景住ネット NEWS



都市計画法・  
建築基準法を変えて  
未来に向けた  
美しい都市へ

会員募集中!!

<http://machi-kaeru.com/> no.9 2012.9.25

## 都市法改正へ議員立法の作業進む

都市法の改正へ向けて、国会内で集会を開催したのが2009年11月4日でした。それからすでに3年が経過しています。

この間、みなさんの協力で署名を集め、各党へ陳情し法律化を求めてきましたが、残念ながら進展はありませんでした。その後も個別に関係の国会議員に要請を続けてきましたが、政局の影響もあり、とん挫しているのが実情です。

そこで、政党ではなく、個人としての国会議員にお願いし、国会法第131条に規定されている国会議員の権利としての議員立法の作成に取り組みました。

具体的には、阿久津幸彦衆議院議員(東京24区)にお願いし、2012年4月ごろから日置景住初代表、五十嵐法政大学教授、野口都市プランナー、その他のみなさんの協力を得て、すでに明らかにしている意見書の内容をベースに「都市計画法と建築基準法」の抜本改正に取り組んできたところです。

当然のことながら、日本の法律は、日本国憲法、そして多岐にわたる下位法との整合性が厳しく問われることとなりますので、私たちの「思い」がすべて法律改正に反映されるわけではありませんが、相当踏み込んだ内容となりつつあります。

現実には私たちが直面している多くの問題は、法律改正なしに解決することは困難であることは、みなさん実感しているところだと思います。

法律改正の基本は、地域に住む私たち市民が自らの責任において「まちづくり」をしていくことに尽きると 생각합니다。その行政事務を地域自治体に信託し、また議員に立法(条例を作る)権限を委任しているのです。

したがって、まちづくりの基本的権限は、地域自治体におかれることとなります。そして、法の目的は「地域の自然、歴史、文化等の特性に即した美しく、安心な都市の保全と創造」を明記し、経済合理性ばかり追求のこれまでのあり方を変えるものとします。

そのほか重要な論点がありますが、いよいよ要綱をまとめる段階にきています。

9月29日(土)に開催するシンポジウムで、その内容を明らかにする予定です。

問題は、この議員立法をどうやって国会で成立させるかに移っていきます。

12月には、景住ネットの全国大会の開催を予定していますが、その時、国会で集会を開催しロビー活動を展開、そして各地での法律を制定するための集会などを組織して世論を喚起し、実現していく環境を作り上げたいと思います。

今後あらためて、この問題にかかわる運営会議などを招集します。みなさんのご協力をお願いします。

景観と住環境を考える全国ネットワーク  
事務局長 渋谷修

東京ベイエリア産学官連携シンポジウム 第14回  
**建築許可を中心とした  
都市法改正案と現代的総有の試み**  
9月29日(土) 午後1時  
芝浦工業大学 芝浦キャンパス 8階 801・802 教室

報告・パネラー

南 一誠(芝浦工業大学教授)  
野口和雄(都市プランナー)  
平竹耕三  
(京都市文化市民局文芸担当局長)  
高谷基彦  
(京都市都市計画局都市景観部長)  
福川裕一(千葉大学大学院教授)  
五十嵐敬喜  
(法政大学教授・前内閣官房参与)  
神田 順  
(日本大学特任教授・東京大学名誉教授)  
西郷真理子(コミュニティデザイナー)  
上村千寿子  
(市民、景観と住環境を考える全国ネットワーク)

[参加費] 無料

[問い合わせ先・お申し込み]

芝浦工業大学 産学官連携課  
電話 03-5859-7180 E-mail: sangakukan@ow.shibaura-it.ac.jp  
お申し込みは、下記ウェブサイトから  
<http://www.shibaura-it.ac.jp/>



# 紛争レポート

## 順天堂キャンパスホスピタル再編事業B棟建設工事のその後

順天堂再編事業による問題点を考察するネットワーク 山本 和子

### 1 経緯

平成 22 年に突如 B 棟建設工事計画を耳にし、以後話し合いを進めてきたが、順天堂は頑なな姿勢を崩すことなく、住民合意形成がないまま、平成 23 年 7 月末、地元の 2 つの会の連絡責任者は、施主の順天堂の立会人と清水建設と個人的に書類に押印した。現在旧 5 号館解体工事は完了し第一期 B 棟 (21 階) 新築工事は地下 1 階まで掘り下げている。文京区絶対高さ制限 70m の狭い土地に約 100m が建つ。



完成予想図 (狭い土地に細長く)

### 2 土壌汚染

旧 5 号館跡地から特定有害物質の水銀、鉛、砒素、シアン、弗素の各化合物が検出されている。5 号館解体後ポイント的にその場所に地盤改良剤 (石灰岩) を撒いて土と混ぜているが、白煙がもうもうと上がり、粉塵を撒き散らしている。2 次的公害を発生させていないのか? 地面の表面だけを混ぜて汚染土壌は外部に搬出されている。汚染物質の種類が多いが地盤改良剤が改質に効果があるのか不明である。(東京都公報, 第 14985 号, 平成 23 年 9 月 2 日、第

14995 号、平成 23 年 9 月 16 日 参照)



地盤改良材の混入風景



汚染水噴出事件

### 3 入院患者、通院患者への安全

東日本大震災により災害は複合的に起こる事を学んだ。超高層建築はハジメ車が届かない。避難階段・ベランダ等は外に付けられない。階段に排煙装置が必要だが停電すれば排煙できない。エレベーターは絶対止まらないという仮定である。無停電装置は手術室等一部の重要な箇所だけしか配線されていない。自家発電に必要な重油は 3 日分しか備蓄できない。このような現状での避難体制と患者の安全を考えるならば病院は低層にすべきである。医療機関も加えた総合的まちづくり条例の制定を期待する。

## 野村不動産による「仮称 富士見 1 丁目計画」

(地上 21 階地下 2 階の超高層マンション) が千代田区富士見 1 丁目で行われています。東京都心とはいえ周辺は静かな低中層の住宅地。急峻な二合半坂に面した場所での超高層建築は周囲に大変な圧迫感があると予想しています。しかも隣はマリア会サントド修道院、東京都選定歴史建造物の東京ルーテル教会、さらに近くには暁星学園小中高、富士見小、九段中高、白百合学園小中高などの名門

リセフランコ跡地高層マンション問題を一緒に考える会

校がその学舎を構える都内でも有数の文教地区ですが、今回の計画はこの地区の特性を著しく損なうものとしか考えられません。私たちは事業主に、

○周辺に調和した高さにする

○醜い機械式駐車場を地下化する

等を中心に計画変更を働きかけてきましたが、残念ながらまっ



たく歩み寄りはありません。私たち近隣住民が懸念している「圧迫感・閉そく感」「車両の増加による通行者、特に直近の小中学校生の安全への影響」「街並みや景観への悪影響」さらに「風害のもたらす危険」等々は全く解消されていないので、今後も事業者側とは計画変更について折衝を継続していきたいと考えています。

地元住民が、永年にわたり育んできた街並みや住環境を超高層マンションの建築で簡単に壊されてはたまりません。住民が安心して住み続けられる街にするためにも、また、後世の人の為にも、この街の環境を大切に守っていかねばなりません。



## さいたま市浦和区常盤8丁目風害等紛争のその後

森田 孝 (常盤8丁目環境を守る会)

### 1: 経緯

東京建物(株)が平成20年1月発表した平成23年竣工予定(仮称)浦和常盤プロジェクト(高さ43m)は、さいたま市の幹旋・調停、都市計画・建築確認の異議申立てを経て、平成24年2月15回目の民事調停の席上、東京建物(株)により民事調停は途中で打ち切られた。

その後、平成24年5月12日(株)長谷工コーポレーションによる工事説明会において、同社が(仮称)浦和常盤プロジェクトのすべての権利を継承、平成26年6月末日竣工予定の工事説明が行われた。以後、住民主体の工事協議会とし、平成24年8月8日工事協定書を締結。今後、補償問題、街づくりへの協力協定書作成に向けた協議に入った。



高度地区指定が制定後に、青線から上の範囲が既存不適格建築物の該当が予想される範囲

### 2: さいたま市の高度地区指定と(仮称)浦和常盤プロジェクトの関係

平成24年7月1日全市民向け市報に添付発表したさいたま市高度地区指定(案)によれば、施行は平成25年8月末日である。

さいたま市によれば「工事中の建築物でも施行日以降は既存不適格建築物になる」と明言している。当該プロジェクトは、竣工予定が平成26年6月末日であるから、工事期間中に既存不適格建築物になる。

今日も(株)長谷工コーポレーションは、竣工以前に既存不適格建築物になることを承知しながら、当該プロジェクトを推進している。企業の経営理念・社会的責任・遵法精神などにどのように対応するのか、住民は、毎日、疑問を持ち続けながら、環境の悪化を憂いている。



黒丸内の左上工具が円管に衝突させた時の想像を絶する強音が住民の生活環境を劣悪にしている

# 京都会館と岡崎の景観の保存を

岡崎公園と疎水を考える会 小岸

山田洋次監督をはじめとする署名な映画監督 28 名、仲代達矢さんや奈良岡朋子さんなどの演劇人など 422 名の文化人から京都会館の保存を願う賛同の意見が寄せられ、多くの署名は市民のみならず他県からも寄せられました。

けれども京都市はそんな声を無視して9月から京都会館第1ホールの解体、建て替えを強行しようとしています。そこで私たち京都市民 797 名は、5月17日に京都市職員措置請求（住民監査請求）を行いました。陳述者は京都会館の建物価値、今回の計画の進め方の異様さ強引さ、住民無視のやり方などについて陳述しましたが残念ながら棄却されました。800人近い請求人に、陳述は1日、時間も1時間と指定してき、最初から聞く耳を持たない監査で、陳述者からもその不当性が述べられました。

8月13日112名の原告は京都地裁に、京都会館の解体、建て替えが地方財政法8条違反、京都市眺望景観創生条例に違反するとして提訴しました。

しかし住民が京都地裁に提訴している中、京都市は平然と8月19日解体説明会を行いました。解体すれば裁判する意味がなくなるという進め方や不当な法律に怒りを覚えます。時代劇の法を勝手に変える悪代官と小役人の悪業に泣かされる庶民のようです。説明ではアスベスト飛散調査、通学路の安全確保、観光シーズンの交通渋滞の問題等が住民から出されましたが、京都市は単に説明を繰り返すばかりでした。

解体が迫り、心が重くなる中、20世紀の文化遺産に関する国際科学委員会：ICOMOS 20C から京都市長へ京都会館を変える現在の計画を再考するようとの意見書が出されました。20世紀のものがどんどん破壊され建て替えられる中、20世紀の貴重な建築物

としての京都会館の保存を訴えています。しかし、京都市は事の重大さを理解しようとせず解体・建て替えを強行しようとしています。皆さんから京都市長への保存要望や抗議をお願いします。

岡崎公園と疎水を考える会  
http://blogs.yahoo.co.jp/lab\_cafe1972

## ICOMOS

International Scientific Committee on Twentieth Century Heritage  
ic20c@www.icomos.org  
78 George Street  
Kuala Lumpur 5016  
MALAYSIA

Mr. Daisaku Kadokawa  
Mayor of Kyoto City.

Dear Sir

I write to express the concern the International Scientific Committee on 20<sup>th</sup> Century Heritage (ISC20C) of the International Council of Monuments and Sites (ICOMOS) about the proposed alterations and addition to the Kyoto Kaikan, designed by Kunio Mayekawa. Constructed in 1950 inside Kyoto's Otazaki Park as a multi-purpose cultural complex, the Kyoto Kaikan is recognized as one of the most important works of modern architecture in Japan. Mayekawa worked under the world renowned architect Le Corbusier in Paris from 1928 to 1930 and brought important new ideas of modern architecture back to Japan, where he practiced for fifty years.

Mayekawa is widely recognized as one of the most important Japanese architects of the 20<sup>th</sup> Century and the Kyoto Kaikan one of his most significant works. In this project he was able to successfully create a new cultural institution that embodied the ideas of the Modern Movement while making it fit within the traditional historic context that was and is Kyoto. It is a wonderful work of architecture and a cultural heritage resource to be respected and conserved.

The ICOMOS ISC20C has reviewed the proposed new plans for the renovation, alteration, and addition to the Kyoto Kaikan and we are concerned that it will cause irreversible harm to this highly significant heritage complex. The size and form of the proposed design of the new theater will destroy the beauty and harmony created by Mayekawa's original design concept and detail.

Following a request for international action, I personally viewed the Kaikan complex in February and since then the ICOMOS ISC20C's international, professional and public networks have been used to review the redevelopment proposal and its likely heritage impact. By using external experts in assessing local research and comparative heritage values, a rigorous independent assessment of the situation is achieved. Our concerns have confirmed concerns and resulted in the creation of a Heritage Alert that will be issued by the ICOMOS ISC20C.

The Heritage Alert will be used to draw international attention to the threat to the integrity of the Kyoto Kaikan and to stimulate further consideration of ways to achieve good conservation solutions. The Heritage Alert will be uploaded to the ISC20C website and distributed through the networks of ICOMOS. It will be updated as and when additional information is brought forward.

We most respectfully ask the City to reconsider the current plans for changing the existing Kyoto Kaikan and try to find a better design that retains the heritage values of the original building while accommodating the new programmatic needs of the theater.

Yours faithfully,

*Sheridan Burke*

Sheridan Burke  
President, ICOMOS International Scientific Committee on Twentieth Century Heritage

## まちづくりを考える講演とシンポジウム

# さいたまの街を 住みやすく美しく

少子高齢化時代の  
まちづくりはどうか！

10月20日(土) 午前10時  
浦和コミュニティセンター 会費 1000円

全国の自治体でまちづくり条例に関わってきた専門家とともに、さいたま市の事例を基に、高度地区、まちづくり条例等、街をつくるツールを考えるシンポジウム。

報告・パネルディスカッション

さいたま市の現状と問題点・永瀬大介(景観と住環境を守るネットワークさいたま)

現行制度の問題点・日置雅晴(弁護士、早稲田大学教授)

まちづくり条例とはどんなものか・野口和雄(都市プランナー)

若林祥文(埼玉大学非常勤講師)

小磯盟四郎(まちづくり・環境運動|崎市民連絡会)

司会進行 宇野博之(景観と住環境を守るネットワークさいたま)

さいたま <http://members3.jcom.home.ne.jp/urawatoki-8/juukansaitama/>

講演とシンポジウム

さいたまの街を  
住みやすく美しく

10月20日(土)

浦和コミュニティセンター(浦和駅東口駅前) 1階10号まで 会費 1,000円  
(会費にはテキストと「景観と住環境を守るネットワーク」の資料が同梱されています。)

第一部 午前10時～11時30分  
(10階 多目的ホール)

第二部 午後1時30分～4時  
(9階 第15集会室)

今こそ都市計画法・  
建築基準法の抜本改正を  
五十嵐敬喜  
(弁護士・法政大学教授・前内閣官庁参事)

シンポジウム  
高度地区・まちづくり条例を知る  
全国の自治体でまちづくり条例に関わってきた専門家とともに、さいたま市の事例を基に、高度地区、まちづくり条例等、街をつくるツールを考えるシンポジウム。

1) 報告  
さいたま市の現状と問題点  
永瀬大介(景観と住環境を守るネットワークさいたま)

2) 報告  
現行制度の問題点  
日置雅晴(弁護士、早稲田大学教授)

3) 報告  
まちづくり条例とはどんなものか  
野口和雄(都市プランナー)

2) パネルディスカッション  
パネラー  
若林祥文(埼玉大学非常勤講師)  
小磯盟四郎(まちづくり・環境運動|崎市民連絡会)  
日置雅晴(弁護士)  
野口和雄(都市プランナー)  
司会進行  
宇野博之(景観と住環境を守るネットワークさいたま)

問い合わせ: 080-7048-8195  
事務局  
景観と住環境を守るネットワーク(公益財団法人)  
主催: 景観と住環境を守るネットワーク(公益財団法人)  
共催: 景観と住環境を守るネットワーク  
後援: 一般社団法人日本建築学会埼玉支部

景住ネットNEWS no.9 2012.9.25

発行 景観と住環境を考える全国ネットワーク  
<http://www.machi-kaeru.com/>

メールアドレス 510@machi-kaeru.com  
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂3-2-5 SHKビル4F  
TEL (03) 5228-0499 / FAX (03) 5228-0392

※お問い合わせはできるだけメールまたはファクスで。土・日・祝祭日は休みです。